

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）  
に対する環境省からの意見

<項目 3 (2)>

- 移譲対象特定地方行政機関の管轄区域のうち、「管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域」が具体的にどのような区域となるのか、少なくとも関西、九州及び四国については明確にしておく必要があると考えます。

<項目 4 ③及び 5 ②>

- 「移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。」とありますが、「実施するよう努めなければならない」は「実施しなければならない」とするようお願いいたします。（3及び6②の記述を踏まえ、特定広域連合を組織する際、また、事務等移譲計画を策定する際には、移譲事務等に関連する地方公共団体の事務を持ち寄ることになるため。）

また、基本方針に定める事項に、「特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする」旨の事項を追加するようお願いいたします。

<項目 6 ④>

- 「この場合において、当該行政機関の長は…同意をするものとする。」とありますが、移譲事務等を所管する国の行政機関の長が事務等移譲計画に同意するに当たっては、「移譲事務等が円滑かつ確実に実施される」との見込みに限定されるべきではなく、事務等移譲基本方針に適合するものであるか、また、2の基本理念に基づき、「国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に」行われるものであるか等の判断も要すると考えるため、法律案（骨子）にその旨反映していただくようお願いいたします。

<項目 6 ⑦>

- 法律案（骨子）に基づけば、理論的には、6⑧における「別の法律」が定められる以前に、6⑦における状態、すなわち「内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかである」状態が生じ得ることになります。この点、5月14日付貴室回答では、「御指摘の状況が生じた場合については、速やかに別に定める法律を制定する…」とありますが、これでは十分対応することは困難であると考えられるところ、当該「別の法律」に定める事項についても、速やかに検討に着手する必要があると考えます。